

公益財団法人JAPAN BOWLING スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	単年の事業計画を策定してる。 https://www.japan-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2025/04/2025keikaku.pdf 中長期計画として「JB2030」を策定した。役職員や委員会メンバー等から幅広く意見を募り、2023年度第3回理事会において説明し、承認を得、法人公式ホームページで公表している。 https://www.japan-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/JB2030.pdf	2023年度第3回理事会議事録 2025年度第1回評議員会 2025年度第1回理事会議事録 2024年度事業報告・決算報告 JB2030
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【人材の育成計画】 特に国際大会や国際会議への派遣や国際ボウリング連盟との連絡は重要事項である。現在、外国語が堪能で、国際的なボウリング事情に精通している人材を理事として2名(男性1名、女性1名)を招き入れ、当法人と諸外国との諸連絡の窓口として円滑な業務遂行に引き続き従事している。今後のにおいても、国際機関との連絡を密にし、国際的な法人運営に寄与できるように人材育成を行っていく。また、役員の人材育成について「JB2030」にも記載し公表している。 【人材の採用計画】 理事会、役職員、委員会メンバーから幅広く意見を募り、英語が堪能な理事として、2020年7月に女性理事上田暢子、2023年6月に男性理事山下知且が理事に就任。（山下は国際ボウリング連盟アスリート委員会委員に就任）弁護士資格を有する理事として、2024年6月に笹川麻利恵が理事が就任している。	JB2030 2023年度第3回理事会議事録 2024年度第1回評議員会 2022年度地区代表理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	収益と費用の比較を執行部で分析し、正味財産の年度ごとの増減状況を把握し、財務の健全性を確保している。 毎年3月に実施する理事会にて提案する収支予算案を法人執行部で策定している。その後、総務委員会で審議し承認を得て、理事会の議題としてあげ、次年度の予算の承認を得て、法人ホームページで公表している。また、法人執行部で策定した、収支決算案を総務委員会で審議、承認を得、同年5月に実施している、理事会の議題としてあげ承認後、評議員会にて決議しており、法人ホームページでも公表している。上記の通り、収支計画の策定に当たり、理事会、役職員や委員会メンバー等から幅広く意見を募っている。また、複数年の予算計画については、2024年3月の理事会で承認を得、「JB2030」に記載し公表している。	2023年度第3回理事会議事録 2025年度第1回理事会議事録 2025年度第1回評議員会議事録 2024年度事業報告・決算報告書 JB2030

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	ガバナンスコードが求める女性理事40%、外部理事25%を目標と定めている。 外部理事数の目標割合 現在理事数24名内外部理事3名で外部理事12.5%で達成していない。今後については、2028年の役員改選時までに外部理事の目標割合25%以上を目標に任用を計画する。 女性理事数の目標割合 現在理事数24名内女性理事10名で女性理事41.6%で達成している。	理事・監事名簿 理事、監事並びに評議員選任規則 2021年度第4回理事会議事録 2024年度第1回評議員会議事録
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2024年3月の理事会にて外部評議員数目標割合40%以上、女性評議員目標割合10%以上と定めた。 外部評議員 現在の評議員数17名内、外部評議員数7名で外部評議員数41.1%で達成している。 女性評議員数 現在の評議員数17名内、内女性評議員2名11.7%で達成している。	評議員名簿 理事、監事並びに評議員選任規則 2023年度第3回理事会議事録
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	委員会で審議し承認した事項は理事会に報告事項として報告している。必要に応じて情報共有を各加盟団体に通知し、特にアスリートへのキャリアサポートについては継続的に実施している。 委員会のメンバーは、理事2名と全日本ナショナルチームメンバーの男女のキャプテンが務めており、ナショナルチームの選手間でも情報共有ができています。 アスリートアントラージュ委員会委員 委員長 空位 副委員長 伊藤一明（理事） 飯島祥行(理事) 委員 佐々木智之（ナショナルチーム男子キャプテン） 佐藤 悠里（ナショナルチーム女子キャプテン）	2019年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2019年度第2回アスリートアントラージュ委員会報告 2020年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2021年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2021年度第2回アスリートアントラージュ委員会報告 2022年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2022年度第2回アスリートアントラージュ委員会報告 2023年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2023年度第2回アスリートアントラージュ委員会報告 2024年度第1回アスリートアントラージュ委員会報告 2024年度第2回アスリートアントラージュ委員会報告 2024年度第3回アスリートアントラージュ委員会報告 アスリートアントラージュ委員会規程 アスリートアントラージュ委員会委員名簿

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在理事24名をもって構成されている。定款第6章第23条理事数10名以上30名以内 現在当法人には11の委員会がある。機関決定を迅速に行うため、各委員会の委員長には理事を配置し副委員長、委員にも理事を配置している。各委員会に理事を配置することで、理事会との意思疎通を円滑にすることにより、実効性の確保を図っている。理事会の実効性を確保するため、理事の中に国会議員、弁護士、を選任してしている。年間理事会開催数は、3回～5回程度（決議省略によるを含む）開催している。	理事・監事名簿 理事、監事並びに評議員選任規則
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員の定年年齢は75歳とする。ただし、業務執行理事のうち、次の各号に掲げる者で、理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会が推薦する者については80歳まで再任可能とする。(1)国際ボウリング連盟の役職者である場合。(2)実績に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとするこの法人の中長期計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情あると評価された場合。この規定の年齢とは、満年齢に達した日(誕生日)の翌日をいう。任期の途中で前条に定める定年年齢に達した場合においても、任期が満了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結をもって退任すると定めている。 役員の就任時の年齢を75歳未満とすると制限を設けている。	役員定年規程 理事、監事並びに評議員選任規則
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	役員は原則として連続して10年を超えて在任することはできない。また、最長期間に達した者が再任されるまでに必要な経過年数は4年以上とすることとしている。ただし、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、業務執行理事のうち、次の各号に掲げる者で、理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会が推薦する者については、当該理事が10年を超えて1期又は2期在任することができる。(1)国際ボウリング連盟の役職者である場合。(2)実績に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとするこの法人の中長期計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情あると評価された場合。	役員定年規程 理事、監事並びに評議員選任規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した諮問機関として 理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会を設置している。 委員会メンバーは、有識者2名、理事1名、評議員1名、監事1名で構成されている。 委員長 小西基皓(弁護士・評議員) 副委員長 武石英三(外部有識者) 委員 堀荘一(外部有識者) 委員 上田暢子(理事) 委員 諏訪間知子(監事)	理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会規程 理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会名簿 2024年度理事、監事並びに評議員候補者推薦委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	評議員、役職員、委員、登録者(会員)については倫理規程第3条「基本的責務」、第4条「遵守事項」、第6条「違反による責務」にて法令遵守、社会的規範に反することのないように定めている。また、倫理に関するガイドラインも設けており、周知を図っている。 理事、委員、登録者(会員)においては、理事職務権限規程第2条「法令等の遵守」法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を執行し、協力して、本法人の定款に定める「目的」の遂行に寄与しなければならないと定めている。また、倫理に関するガイドラインも設けており、周知を図っている。 職員においては、就業規則第43条「服務の基本原則」第44条「遵守事項」に定めている。 全日本ナショナルチームメンバー、ユースナショナルチームメンバーにおいては、全日本ナショナルチームメンバー制度、全日本ユースナショナルチームメンバー制度第12条「マナーと規律」第13条「行動規範」において定めている。シニアジャパン制度については、第10条「マナーと規律」において定めている。	倫理規程 理事職務権限規程 就業規則 全日本ナショナルチームメンバー制度 全日本ユースナショナルチームメンバー制度 シニアジャパン制度 倫理に関するガイドライン
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款及び各種規程を整備している。	定款 加盟団体会員登録規程 理事会規程 監事監査規程 評議員会規程 専門委員会及び特別専門委員会規程 経理処理規程

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	各種規程を整備している。	公印処理規則 情報公開規程 個人情報保護規程 マイナンバー取扱規程 公益通報者保護規程 通報相談処理規程 リスク管理規程
14	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員、評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役員等旅費規程、職員旅費規程、謝金規程、就業規則、賃金規程、退職金規程、において定めている。	役員、評議員の報酬等並びに費用に関する規程 就業規則 賃金規程 退職金規程 役員等旅費規程 職員旅費規程 謝金規程
15	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	財産運用管理規程、寄付金等取扱規程、において定めている。	財産管理・運用規程 寄付金等取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	公認競技場登録に関する細則、加盟団体会員登録規程、特別・賛助会員規程第7条「会費負担金」公認審判員規程第9条「登録」第10条「登録料」において定めている。	公認競技場登録に関する細則 加盟団体会員登録規程 特別・賛助会員規程 公認審判員規程
17	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	全日本ナショナルチームメンバー制度、全日本ユースナショナルチームメンバー制度第4条「認定」第5条「追加認定」第6条「選考基準」において定めており、必要に応じて情報公開を行っている。シニアジャパン制度第4条「認定」第5条「選考基準」において定めており、必要に応じて情報公開を行っている。 肖像権等の取扱いについては、肖像権使用認定規程において定めている。競技者規程第15条「肖像権の取り扱い」においても定めている。また、同規程13条「登録競技者の商行為」においても定めている。 強化委員会のメンバーは、定款第39条に基づき理事会で選出されている。全日本ナショナルチームメンバー制度、全日本ユースナショナルチームメンバー制度第4条「認定」第5条「追加認定」第6条「選考基準」に基づき、強化委員会が選考基準を作成している。必要に応じて情報公開を行っている。シニアジャパン制度第4条「認定」第5条「選考基準」において定めており、必要に応じて情報公開を行っている。 選手からの不服申し立ての手順については、競技者規程第19条「日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て」において定めている。	全日本ナショナルチームメンバー制度 全日本ユースナショナルチームメンバー制度 シニアジャパン制度 肖像権使用認定規程 競技者規程 強化委員会報告
18	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	ボウリング競技の特性上、競技会において1投ごとにオートスコアにて得点が表示される。コンピューターのシステムにより集計しているため、公平性は担保できている。また、審判員が直接的に競技者の勝敗を分けるような判定はない。第14条により、審判員を公平かつ合理的に選考している。	公認審判員規程
19	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確認するこ と	専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を構築はしている。現在法人顧問弁護士が相談に対応している。また、現在法人執行部で副会長に就任している西林康憲が2010年まで総務省に勤務しており、調査の必要性の有無を判断できる。	公益通報者保護規程 通報相談処理規程 理事・監事名簿 弁護士との顧問契約

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割を果たして運営している。主に規程第1条「目的」定款第40条の規定に基づき、 倫理・コンプライアンス活動を推進すること、第7条「所管事項」(1) 倫理・コンプライアンス活動の方針及び計画に関する事 項を定めて運営しており、今後においてはコンプライアンス研修会やガバナンス研修会を実施するにあたり、講師の選定、研修 の詳細等を決定するため、年1回以上の委員会を開催する。	倫理委員会規程 倫理委員会名簿
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	倫理委員会（コンプライアンス委員会）の構成員 委員長 笹川麻利恵 （弁護士）法人理事 副委員長 藤岡秀樹 （弁護士）法人評議員 副委員長 小西基皓 （弁護士）法人評議員 委員 西林康憲 法人副会長 委員 齋藤良太郎 法人専務理事兼事務局長 合計5名で運営している。	倫理委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	2021年度より年1回コンプライアンス・ガバナンス研修会を実施している。 2021年度第1回理事会開催時に独立行政法人日本スポーツ振興センターのインテグリティユニットより講師を招き、役職員 へコンプライアンス研修会を実施した。 2022年10月7日に(公財)日本スポーツ仲裁機構より講師を招き、「フェアなスポーツ団体の運営とコンプライアンス」をテー マに加盟団体の役員、協会役職員へ研修会を開催した。また、当日参加できなかった方のために、後日協会公式YouTubeチャ ンネルで、視聴していただき理解を深めた。視聴数55件。 2023年1月23日にTMI 総合法律事務所より弁護士を招き、「パワーハラスメント、セクシャルハラスメント」をテーマに加盟 団体の役員及びガバナンスに係る担当役職員、協会役職員へ研修会を開催した。また、当日参加できなかった方のために、後 日協会公式YouTubeチャンネルで、視聴していただき理解を深めた。視聴数92件。2024年度は法人理事でもあり倫理委員会 委員長を務める笹川麻利恵弁護士が講師を担当し「パワーハラスメント」をテーマに加盟団体の役員及びガバナンスに係る担 当役職員、法人役職員へ研修会を開催し、更なる理解を深めることができた。2025年度の研修会概要を今後倫理委員会を中 心に「テーマ」や「開催日時」「開催方法」「参加対象者」を議論し開催する。	2021年度スポーツ団体のコンプライアンスとスポーツ・インテ グリティ 2022年度フェアなスポーツ団体の運営とコンプライアンス 2021年度コンプライアンス・ガバナンス研修会開催案内（各理 事・監事へメールにて案内） 2022年度地区代表理事会並びに加盟団体向コンプライアン ス・ガバナンス研修会議開催案内 2023年度理事・監事及び加盟団体向けコンプライアンス・ガバ ナンス研修会開催案内 2024年度理事・監事及び加盟団体向けコンプライアンス・ガバ ナンス研修会開催案内
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	毎年4月か5月に開催する全日本ナショナルチームメンバー、全日本ユースナショナルチームメンバー強化合宿中にコンプライ アンス研修会を実施。全日本ナショナルチームメンバーガイドラインを軸に「アンチドーピング」「行動規範」などをテーマ に倫理委員会の委員及びアンチドーピング部会長が講師として実施している。	2025年度全日本ナショナルチームメンバー強化合宿要項、ス ジュール スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底と心構えと全日本 ナショナルチームメンバーとしての心構え
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	公認審判員1種、第2種昇格講習会、公認審判員第3種認定会にて外部講師もしくは倫理委員会委員によるコンプライアンス研 修会を実施している。	公認審判員昇格講習会、認定会開催要項、スケジュール JB諸規定と倫理規程、倫理ガイドライン スポーツ界における暴力・ハラスメント

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律相談の全般として、倫理委員会委員長の笹川麻利恵弁護士（愛宕国際事務所）。副委員長の小西基皓弁護士（基総合法律事務所）、同じく副委員長の藤岡秀樹弁護士（藤岡秀樹法律事務所）とも日常的に相談できる体制を整えている。財務・会計等において、税理士との顧問契約、監査法人との監査契約をそれぞれ締結し、財務・税務処理等の専門的な監査・助言を受けるとともに、相談できる体制を整えている。	通報相談窓口契約 監査法人との監査契約 税理士との顧問契約 弁護士との顧問契約
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	外部監査法人の指摘・助言を受けて、法令及び法人規程に基づく財務・経理処理を行い、公正な会計原則を遵守するための業務体制を確立している。毎年1回、東邦監査法人の監査、法人監事による監査を受け、財務・経理の処理が適切に行われているか、監査を受けている。	定款 経理処理規程 寄付金等取扱規程 財産管理運用規程 監事監査規程
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	各補助金、各助成金のガイドラインに従い、適正に報告し処理を行っている。日常的に、J O C N F 総合支援センターのあらた監査法人、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる助言及び審査を受けている。上項（2）の体制により、経理処理規程等の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、処理方法について助言・監査を受けている。さらに、倫理規程第4条第4項において補助金、助成金に関する不正を禁じ、違反した場合には処分の対象としている。	各種助成金に対しての事業報告書等 経理処理規程 倫理規程 倫理に関するガイドライン
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 定款、方針、事業計画、予算、事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表 https://www.japan-bowling.or.jp/about/kyoukai_jigyo/ 役員名簿 https://www.japan-bowling.or.jp/about/kyoukai_yakuin/	法人ホームページ
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手の選考については、2年に1度実施している。全日本ナショナルチームメンバー制度、全日本ユースナショナルチームメンバー制度の第4条「認定」の通り認定し、第6条「選考基準」の通り、選考会に参加する選手には、開催要項を事前に配布し、選考に関しての詳細な基準を明記しているため、全参加選手へは周知されている。可否に関しても法人強化委員会で審議し、理事会に報告している。選手選考の基準と選考結果については、開催要項等と同様、選手が所属する都道府県連盟を通じて選考基準を事前配布のうえ公表。選考結果については参加選手全員を集めた閉会式にて即日発表。あわせて都道府県連盟へ通知を行っている。また、法人ホームページに開催要項及び選考基準を公表している。 全日本ナショナルチーム選考会URL： https://www.japan-bowling.or.jp/event/250123-1/ また、2027年3月に代表選考を予定している。	全日本ナショナルチームメンバー制度 全日本ユースナショナルチームメンバー制度 強化委員会報告
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2024年10月にガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 https://www.japan-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/44f2decfa52587096f2cb32276b2ea1f.pdf	法人ホームページ

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程第4条第3項において、「役・職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。 倫理に関するガイドラインの「II.不適切な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する不正行為を戒めている。 上記のとおり利益相反と同様主旨内容の定めがあり、実際の組織運営・業務運営上も利益相反に常に留意している。	倫理規程 倫理に関するガイドライン 利益相反規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項（1）と同様の内容である。	倫理規程 倫理に関するガイドライン 利益相反規程
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	平成25年6月に通報相談処理規程を制定し、通報相談窓口を設置し、HPで窓口設置を周知し、専門相談員（弁護士）と契約し対応している。 通報相談処理規程の第3条第2項で同窓口の周知徹底、同条第3項で通報者の保護、同第7条で秘密保持、同第10条で相談者の不利益取扱いの禁止について定めている。 同相談窓口の利用対象については、通報相談処理規程第4条に定める者、同5条で対応する事項を定めている。通報窓口URL： https://www.japan-bowling.or.jp/i-tsuho/ 法人役職員に対しては、公益通報者保護規程を設置し、ヘルプライン窓口を設け、通報等を受けた場合同7条で倫理委員会に報告し、公正公平な調査を行い対応することとしている。また、今後については、通報が正当な行為であることを、2023年度開催したコンプライアンス・ガバナンス研修会等を通して各役職員及び加盟団体への周知した。	通報相談処理規程 通報相談窓口利用案内のHP 公益通報者保護規程

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上項(1)のとおり、弁護士と委託契約して対応している。	通報相談窓口契約
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	加盟団体規程17条において加盟団体の処分について定めている。 倫理規程第3条において役・職員及び登録者の基本的責務、第4条に遵守事項を定め、第6条において違反した際の処分について定めている。 法人発行のBowling Rule Bookを加盟団体へ購入していただき周知をしている。また、法人ホームページに該当する規程を掲載している。URL:https://www.japan-bowling.or.jp/about/kyoukai_jigyo/ 理事については定款第28条において職務上の義務違反や心身故障のため職務執行に支障がある場合等については評議員会の決議によって解任できることとしている。 リスク管理規程において役職員の処分等について定め、職員の処分内容については、就業規則においても定めている。 主催大会における違反に対する処分規程第1条において目的を定め、第4条において聴聞の機会を設けられること定めている。 倫理規程内に処分対象者に対し処分結果の告知に関する規定(内容、対象行為、理由、不服申立手続きの可否、その手続きの期限等が記載された書面に告知)を定めている。	加盟団体規程 倫理規程 定款 リスク管理規程 就業規則 主催大会における違反に対する処分規程 法人ホームページ
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。	倫理委員会名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	主催大会における違反に対する処分規程の第10条2項、競技者規程第19条にも自動応諾事項を明記している。また、日本スポーツ仲裁機構への不服申立の期間については特にその期間は設けていない。関係する規程の全てに自動応諾条項を定めている。	主催大会における違反に対する処分規程 競技者規程 倫理規程 加盟団体規程 全日本ナショナルチームメンバー制度 全日本ユースナショナルチームメンバー制度 シニアジャパン制度
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者に通知し、決定に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができる旨を明記している。また、これまで処分を行ったことはないが、今後、処分対象者に処分結果を通知する際には、日本スポーツ仲裁機構を利用することも通知する。	主催大会における違反に対する処分規程 競技者規程

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	リスク管理規程を定め、危機管理に関する各種手続きを定めている。 各法人主催競技会時には監督会議で配布する資料には有事の際の避難経路等の地図を配布。AEDの設置場所も周知している。 危機管理体制においては、スポーツ界のコンプライアンス強化事業スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラインのモデル危機管理マニュアルを参考にし、緊急事態に備えた事前対策として、リスク管理規程第12条「緊急事態の範囲」において定めており、不祥事が発生した場合についての連絡系統等は同13条「緊急事態の通報」及び同第14条「情報管理」にて定めており、同第15条においては「緊急事態対応の基本方針」を定めている。外部調査委員会の設置については、同第17条「対策室(外部調査委員会)」において定めている。	リスク管理規程
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	本法人役員によるセクシャルハラスメント事案が発生した。 倫理規程を基に速やかに倫理委員会委員長笹川麻利恵弁護士を中心に関係者へ事実関係のヒアリングを行った。ヒアリング対象者は加害者、被害者、加盟団体役員に実施した結果セクシャルハラスメント行為の事実があったと判断した。定款第28条に基づき評議員会で諮り解任とした。再発防止策として本年度開催するコンプライアンス・ガバナンス研修会にて本法人役職員及び加盟団体役職員を対象に、不祥事が発生した場合の速やかな対応処方法等を周知する。被害者保護の観点から、ハラスメントの具体的内容の公表については必要最小限とした。	リスク管理規程 倫理委員会規程
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	条項(2)の通り不祥事が発生したが、外部調査委員会は設置はしなかった。	リスク管理規程
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	定款4条(4)～(8)に記載している通り、中央競技団体が加盟団体役員への指導、会員に向けて講習会を実施している。 加盟団体規程第1条に倫理に関すること、第3条に加盟団体の使命、第9条、第10条に権限を、第11条、第12条、第13条に加盟団体の義務を明記している。 加盟団体、地区連合から要請を受けて、法人役員、職員等が会議に参加し、指導、支援を行っている。具体的には審判員講習会、ボウリングボールヘッドリルするためのドリラー研修会を実施している。 2017年10月愛媛県、2018年10月福井県、2022年10月栃木県、2023年10月鹿児島県、2024年10月佐賀県、2025年10月滋賀県で地区代表理事を招集し地区代表理事会議を開催。次回理事会に向けて議題の審議等、情報共有・伝達等を実施している。 その他各加盟団体が所在する都道府県の自治体が募集している助成金や補助金の資料作成のアドバイスや主催大会において市町村の教育委員会、スポーツ協会（体育協会）への後援申請・報告資料の作成のアドバイスも行っている。	加盟団体規程 定款 審判講習会開催要項と写真、ドリラー研修会開催要項と写真 2017年度地区代表理事会議事録 2018年度地区代表理事会議事録 2022年度地区代表理事会議事録 2023年度地区代表理事会議事録 2024年度地区代表理事会議事録

(様式5)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	情報提供は法人理事会議事録、法人評議員会議事録、法人ホームページ、法人Facebook、法人Instagram、法人X、法人YouTubeチャンネル、法人機関誌JBニュース（月1回発行）を公式HP上で公開している。 法人ホームページ https://www.japan-bowling.or.jp/ 法人Facebook https://www.facebook.com/japanbowlingcongress/ 法人Instagram https://www.instagram.com/japanbowling_jb/ 法人X https://x.com/japanbowling 法人YouTubeチャンネル https://www.youtube.com/user/JapanBowlingCongress 研修会の実施等は公認審判員認定会及び昇格講習会に中央競技団体から役・職員を派遣している。 2021年3月三重県（第3種）、2021年9月に大阪府（第1種2種）、2021年10月東京都と大阪府（第3種） 2022年7月に東京都（第1種2種）、2022年7月青森県（第3種）、2022年9月東京都と大阪府（第3種） 2023年10月福岡県と山形県（第3種）、2023年12月青森県（第1種2種） 2024年4月愛知県（第3種）、2024年8月広島県（第3種） 2025年2月大阪府（第1種2種）、2025年9月東京都（第3種）、公認審判員認定会において組織運営に関する講習を開催している。 2021年5月27日に独立行政法人日本スポーツ振興センターインテグリティユニットより講師を招き、協会理事、監事、職員に「スポーツ団体のコンプライアンスとスポーツ・インテグリティ」をテーマに研修会を開催した。 2022年10月7日栃木県足利市において、(公財)日本スポーツ仲裁機構より講師を招き「フェアなスポーツ団体の運営とコンプライアンス」をテーマに加盟団体の役員へコンプライアンス・ガバナンス研修会を開催した。当日参加できなかった加盟団体の役員へはJBC公式YouTubeチャンネルで利用し研修会の模様を視聴していただいた。視聴数55件。 2024年1月23日にTMI 総合法律事務所より弁護士を招き、「パワーハラスメント、セクシャルハラスメント」をテーマに加盟団体の役員及びガバナンスに係る担当役職員、協会役職員へ研修会を開催した。また、当日参加できなかった方のために、後日協会公式YouTubeチャンネルで、視聴していただき理解を深めた。視聴数92件。 2025年1月30日に法人理事であり倫理委員会委員長及び愛宕国際法律事務所笹川麻利恵弁護士を招き「パワーハラスメント」をテーマに加盟団体の役員及びコーチ、ガバナンスに係る担当役職員、当法人役職員へ研修会を開催し理解を深めた。	理事会議事録評議員会議事録 JBニュース 法人ホームページ 法人Facebook 法人Instagram 法人X 法人YouTubeチャンネル 審判講習会開催要項と写真、ドリラー研修会開催要項と写真 2021年度スポーツ団体のコンプライアンスとスポーツ・インテグリティ 2022年度フェアなスポーツ団体の運営とコンプライアンス 2023年度パワーハラスメント・セクシャルハラスメント他 2024年度パワーハラスメント